

事業計画

社会福祉法人庄内町社会福祉協議会

平成29年度

平成29年度　社会福祉法人庄内町社会福祉協議会　事業計画

第1 基本方針

近年の社会環境の変化により、既存の社会保障や福祉制度による対応のみではなかなか解決にいたらない福祉課題が増加しています。今目的的な福祉課題の解決に向けて、家庭や地域等のコミュニケーションの重要性が再認識され、法律や制度で定められた福祉サービスを充実・発展させるだけでなく、既存の法律や制度では対応できないニーズに、住民力、地域力をもって対応することが不可欠となっています。国では、このような社会状況を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築や生活困窮者自立支援制度等が進められており、いずれも「地域」をキーワードとした福祉活動の展開が求められています。

また、今般の社会福祉法人制度改革においては、経営組織のガバナンスや財務規律の強化、事業運営の透明化の向上、地域における公益的な取組を実施する責務を求められることとなり、社会福祉法人として他の主体では困難な福祉ニーズに対応する必要があります。このような状況の中、庄内町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）では、平成28年度に「第2期庄内町地域福祉活動計画」を策定しました。この計画は、本会が地域福祉活動を推進していくうえでの基本的な方針となるもので、地区・学区ごとの福祉員会議、民生委員・児童委員協議会や関係団体等との懇談会、既存の福祉事業での利用者からの意見等、あらゆる機会を通じて福祉課題を把握し、地域住民の意向を反映させるとともに、庄内町が策定した第2期庄内町地域福祉計画との整合性を図りながら、当計画策定委員会において検討されたものです。今後は、この計画を踏まえ、地域福祉を推進するために、さまざまな事業や取り組みについて具現化してまいります。地域福祉推進の中核組織となるべき本会が、信頼される組織づくりを目指すためには、法人運営について、組織体制の充実と経営基盤の強化、効率的・効果的な施設のあり方について検討を図っていく必要があります。そのためには、さまざまなお課題につきましては、理事会、

評議員会、専門部会（組織財政部会・厚生福祉部会）において、研究協議を行います。

また、本会の活動を地域住民に周知し、理解していただくために、広報「福祉しようない社協」の発行のほか、ホームページ、SNS等を活用し、福祉活動、社会福祉に関する情報を提供します。

地域福祉については、いきいきサロン活動への支援、ボランティア活動の推進など、地域において住民主体による「つながり」の構築、福祉員活動の推進、福祉関係団体等の活動支援、福祉教育の推進など、地域住民による「支えあい」の構築を進めます。

生活支援については、総合相談の充実、福祉サービス利用援助事業や生活困窮者自立支援制度などを活用し、支援を必要とする方に適切にサービスを提供できるよう体制の整備、充実を図ります。

介護サービス事業については、「介護センターほほえみ」の健全な運営を図りながら、より一層サービスの充実、向上に努め、利用者及び家族の在宅生活の安定と地域包括ケアシステムの構築に貢献します。

障害福祉サービス事業については、「障害者多機能型施設ひまわり園」の運営を図り、障がいがある人が地域において自立した生活を営めるよう利用者個々のニーズに合った、きめ細やかなサービス提供と支援を行います。

庄内町からの受託事業である地域包括支援センター事業、障害者相談支援センター事業については、種々の課題に適切に対応していくために、関係機関等の連携、社会資源の活用を図りながら、地域で安心して尊厳ある生活を送れるよう支援を行います。

以上、地域福祉活動計画の基本理念である「健やかで やさしい 健康・福祉のまちづくり」の実現をめざして、地域住民の参画と協働のもと、行政や関係機関等と連携し、公共性の高い非営利の民間福祉団体として、適切な法人運営と事業活動を推進しながら、地域から信頼される活動の展開を図ることを基本方針とします。

第2 具体的実施計画

1 法人運営（総務福祉課）

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）に基づく、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正に対するもの
の新たな定款が平成29年4月1日施行され、適切な法人運営を行うための基本ルール等体制整備が図られます。
また、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とする「第2期庄内町地域福祉活動計画」（第2期活動計画）を策定し、
第2期活動計画に基づき、平成29年度に取り組むべく社会福祉推進のための基盤づくりとして、組織体制の強化、周知・啓発活動の推進、
活動財源の確保、関係団体との協働・連携等を実施し、体制づくりを推進していきます。
なお、平成29年度は第2期活動計画実施の初年度であり、町が策定する「第2期庄内町地域福祉計画」と一体的に実践し、地域福祉の
推進に関する基本目標のもと、事業展開を図っていきます。

事業名	主な内容	事業費（千円）
組織体制の強化	<p>①理事会・評議員会の開催 ・法人運営全般の企画、立案、決定</p> <p>②理事・評議員・監事研修会の開催 ・地域福祉等に関する研修会を開催</p> <p>③専門委員会（組織財政部会・厚生福祉部会）の開催 ・第2期庄内町地域福祉活動計画に係る事務事業評価</p> <p>・事業、サービスの見直し、新規事業の検討</p> <p>④事務局体制の強化 ・関係機関との連携、情報と課題の共有等</p> <p>⑤職員の資質向上を目的とした研修、資格取得支援の実施 ・職員のキャリア形成に即した体系的な研修の実施</p> <p>・職務遂行のために必要又は有益な資格を取得した際に助成金を交付</p> <p>⑥本部及び拠点施設の効果的な運用の検討 ・関係機関との情報共有、調整に努め、適切な取扱いの検討</p> <p>⑦本部施設の老朽化及び拠点施設（障害者多機能型施設ひまわり園等）の整備に関する検討 ・本部施設の老朽化及び拠点施設（障害者多機能型施設ひまわり園等）の整備に関する検討</p> <p>・町との連携、外部組織との調整</p>	1,875 (1,242) ※()内は 前年度予算

事業名	主な内容	事業費(千円)
周知・啓発活動の推進	<p>①福祉員活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉員会議を開催し、社協事業の周知と、運営協力の依頼 ・関係機関との連携、協力による地域の現況・課題の共有 ・福祉課題の解決に向け研修会を開催し、福祉員としての意識の啓発 <p>②広報委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に開かれた本会の推進方策の検討 ・広報紙「福祉しようない社協」の編集方針や掲載内容の検討 ・ホームページやSNS（フェイスブック・ツイッター等）の活用による本会事業の周知 <p>③出前講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会広報紙等並びにホームページにより出前講座を周知し、集落や団体等からの要請により実施 <p>④街頭募金の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤い羽根共同募金のスタートに合わせ、町民の皆様から理解と協力をいたくために、本会役職員と関係者による街頭募金を実施 	1,078 (1,178)
活動財源の確保	<p>①社協会費の納入拡大化と啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協会費の一括納付及び完納集落に対し奨励金を交付し、円滑な納付を促進 ・地域福祉に关心や意識が高く、本会の活動に賛同する団体・篤志者を募り、特別会費・贊助会費の納入を推進 <p>②赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動目的・募金用途の周知を徹底し、協力を要請 ・街頭募金の実施（再掲） <p>③安定的な活動財源の確保（補助金・委託金・事業収入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会活動への理解と支援を要請 ・町との連携を更に図り、現実的かつ効果的な委託事業の推進 ・介護サービス事業及び障害福祉サービス事業収入の安定的な財源確保 	421 (400)
関係団体との協働・連携	<p>①民生委員・児童委員活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会の役割や、事業内容等の周知 ・地域福祉活動への意識、目的の共有化に向けた研修の実施 ・福祉員との懇談会の開催などによる連携強化 	300 (300)

事業名	主な内容	事業費(千円)
②各地区公民館との連携 ・各地区公民館との連携し、地域に応じた活動の醸成 ・福祉講座などの開催に係る協力体制の構築		

2 地域福祉事業（総務福祉課）

事業名	主な内容	事業費(千円)
地域福祉事業 ①金婚祝賀記念式の開催	結婚50年目を迎えた町内に居住するご夫妻を対象に記念式典を開催し、苦労を共にしながら、家庭繁栄、地域の発展のために努力されてこられたことに敬意を表し、記念品を贈呈	811 (886)
②ふれあい福祉まつり	町民一人ひとりが、福祉やボランティアに関心を持ち、地域福祉への理解と協力をいただくことを目的に開催してきた「ふれあい福祉まつり」について、実行委員として参画している福祉関係団体等の方々と協力し、運営について協議のうえ開催	176 (199)
地域ふれあい事業 ①さわやかふれあいのつどい	虚弱や障がいなどにより外出する機会が少ない、70歳以上の人暮らしの方や夫婦世帯の方を対象に、健康指導・体操や講話、演芸等を通じて心身の健康維持に、関係機関やボランティア活動団体等により協力をいただき開催 開催回数：年間4回（7月、9月、11月、3月）	297 (289)
②食事（配食）サービス事業	食事の調理が困難な方、障がいをもつ方等に対して、栄養のバランスがとれた食事の提供及び声かけ活動の実施 実施地域及び実施日 余目地域 毎週水曜日及び金曜日の昼食（祝日を除く） 立川地域 毎週火曜日及び金曜日の昼食（8月と祝日を除く）	1,224 (1,527)
③集落いきいきサロン活動	地域での孤立・閉じこもりの防止、健康・生きがいづくり、仲間づくりや世代間交流等を目的に、集落の中で誰でも気軽に集える憩いの場として「いきいきサロン」活動を支援 ・年間5回以上のサロン開催で、1集落につき、助成金10,000円を交付 ・サロン事業並びに実施取組についての周知 ・事業の企画や内容に関する情報提供	900 (900)
生活困窮者支援事業 ①生活福祉資金貸付制度の活用（県社協から受託）	金融機関等からの借り入れが困難な世帯に対し、生活の安定を図ることを目的に、必要な資金の貸付（受付）と生活支援の実施 ・世帯の生活安定を図るため、地域の民生委員による相談・支援の実施	153 (166)

事業名	主な内容	事業費(千円)				
②福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・本会及び関係機関等による自立に向けた継続的な支援・指導 対象者：世帯の収入が一定基準以下の低所得、障がい者、高齢者等世帯 <p>生活する上で、緊急を要するほどに困窮された方への一時的な資金の貸付と生活指導の実施</p> <p>対象者：町内に住所を有し、償還能力があり、確実な保証人を有する方</p> <p>貸付限度額：1回当たり50,000円以内</p> <p>貸付期間：10ヶ月以内（無利子）</p>	1,000 (1,000)				
③生活援護金の支給	<p>経済的に生活が困難している世帯に対し、本会会長が定めた金額を生活援護金として支給し、援護を行うことにより、生活の安定を図る</p> <p>・8月と12月に対象者の指定する金融機関へ口座振込</p>	3,500 (3,500)				
④歳末たすけあい募金の実施及び募金の配分	<p>誰もが安心して新しい年を迎えるように、11月から年末にかけて歳末たすけあい運動を展開し、町民及び町内事業所に募金のご協力を依頼</p> <p>集められた募金は、配分委員会で協議のうえ町内の生活困窮世帯等へ配分</p>	2,507 (2,507)				
総合相談事業 ①心配ごと相談	<p>町民を対象に、日常生活における諸種の心配ごとや生活の向上に関する相談に応じ、必要な助言指導を行うため心配ごと相談所を開設</p> <p>開設場所及び開設日（電話相談を含む）</p> <table> <tr> <td>余目老人福祉センター</td> <td>毎月第1火曜日</td> </tr> <tr> <td>立川老人福祉センター</td> <td>毎月第2水曜日</td> </tr> </table> <p>開設時間：午後1時30分～午後4時00分（余目・立川とも）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権、行政相談を併設しての総合相談 ・相談員の資質向上のための研修会と各種研修会等への参加 	余目老人福祉センター	毎月第1火曜日	立川老人福祉センター	毎月第2水曜日	322 (327)
余目老人福祉センター	毎月第1火曜日					
立川老人福祉センター	毎月第2水曜日					
②法律相談	<p>町民を対象に、日常生活において直面する法律的諸問題のうち、その解決に専門的な法律の知識を有するものについて、弁護士による適切な指導又は助言を受けるための法律相談を開設</p> <p>開設日時 每月第4水曜日 午後1時30分～午後3時30分</p> <p>開設場所 余目老人福祉センター 4、6、8、10、12、1、3月 立川老人福祉センター 5、7、9、11、2月</p>	300 (300)				
ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターを運営し、ボランティアの相談窓口としての連絡調整を実施 ・ボランティア団体並びにボランティア連絡協議会との連携を図り、活動の推進を図る 	816 (830)				

事業名	主な内容	事業費(千円)
ボランティア活動者希望者や実践者のニーズ沿った研修や講座の開催し、ボランティア活動に対する町民の意識の向上を促進 ・ボランティア関係事業等へ参加及び協力をを行い、町内のボランティア活動者の情報交換の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県南三陸町への復興支援ボランティアバスの運行 ・ボランティア活動保険の加入等の事務手続き ・除雪ボランティアのPRと登録者の拡充 ・災害ボランティアセンター設置・運営について、各関係機関と連携・情報共有を図り、協力体制づくりの推進 ・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直しと整備 	
福祉教育の推進	<p>地域での福祉教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の福祉意識の向上と地域福祉活動への理解を深めるための取り組みを推進 ・世代間交流事業の実施検討 ・社会福祉への理解と関心を高めるため、教育機関と連携し、総合的な学習等への協力 	
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> 親しみやすくわかりやすい紙面構成に努め、本会及び地域の情報を発信しながら、町民の方々へ本会の活動に対する理解と関心を啓発 ・広報紙「福祉しようない社協」を年3回発行し、全世帯へ配布 ・見やすい紙面づくりの検討 ・町広報紙「しようない」に、心配ごと相談、法律相談、老人福祉センター利用、各ボランティア募集等について掲載し、情報発信 ・県社協発行の機関誌「たすけあい」(年11回)を、本会役員等に配布 ・ホームページやSNS(フェイスブック・ツイッター等)を活用した、きめ細かな情報発信 	495 (548)
福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業) (県社協から受託)	<p>認知症で高齢な方、障がいのある方にに対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助をおこない、地域で安心して暮らせるよう支援</p> <p>対象者：町内に住所を有し、次のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が不十分でありながらも、本事業の契約内容を理解し得る能力を有していると認められる方 ・本事業の利用を希望している方 	934 (1,097)

事業名	主な内容	事業費(千円)
支援内容：専門員が、利用者の各種相談を聴き支援内容を定め、生活支援員が利用者へ具体的なサービスを提供	<p>①福祉サービス利用のお手伝い、 ・福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談</p> <p>②日常的な金銭の出し入れのお手伝い、 ・日用品の購入代金や公共料金の支払い等の手続き ・預貯金の出し入れ、解約などの手続き</p> <p>③大切な書類等のお預かり ・年金通帳・預金通帳・印鑑などを預かりして、貸金庫など安全な場所で保管</p> <p>利用料：サービス開始までの相談・支援計画作成等は無料。 サービス開始後の援助は、1回1時間程度1,500円。</p> <p>(生活保護世帯の方は公費補助により利用料を免除)</p>	
火災見舞金贈呈事業	町内に住家を有し、火災により住家を消失及び損傷した町民に対し、要綱により火災見舞金を支給	150 (200)
赤い羽根共同募金運動への協力	<p>毎年10月1日から全国一斉に共同募金運動を展開し、地域の方々や企業等に募金活動への協力を依頼</p> <p>・街頭募金の実施（再掲） 集められた募金は、県内の施設・団体等と本会に配分され、次年度における地域福祉事業の財源として活用</p> <p>各団体の自主的運営を助長しながら、その役割と機能を十分果たせるように、連絡調整を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄内町老人クラブ連合会 ・余目身体障害者福祉協議会 ・立川身体障害者福祉協議会 ・庄内町母子寡婦福祉会 ・庄内町手をつなぐ育成会 ・庄内町ボランティア連絡協議会 ・その他福祉団体等 	71 (71)
町事業への協力・支援 庄内町戦没者追悼式への協力	先の大戦において亡くなられた方々を慰靈し、恒久平和を祈念することを目的に開催する「庄内町戦没者追悼式」(町主催)への協力・支援	254 (289)

3 地域包括支援センター事業 (包括課)
 庄内町地域包括支援センター運営指針に沿って業務を行います。高齢者の状態に応じて切れ目なく継続、一貫した自立支援を行います。
 一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等が増えているため、福祉員、民生委員、関係機関と連携して業務を行います。
 町の担当係と協力して地域支援事業について実施、取り組みを行います。平成30年度からの運営体制の整備を行います。

事業等名	主な内容	事業費(千円)
指定介護予防支援	予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるように、介護予防サービス計画を作成し関係機関との連携調整などを行いう。一部を指定居宅介護支援事業所に委託する。	
介護事業 第一号介護予防支援事業	総合事業対象者の介護予防ケアマネジメント業務 (介護予防ケアマネジメントA、B、C) 一部を指定居宅介護支援事業所に委託する。	
一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業 お達者教室（旧すかっと教室）の実施	
地域包括支援センター運営事業	① 地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として対処する。 ② 関係機関、介護保険事業所と連携して相談業務を行う。	39,343 (37,474)
権利擁護業務	① 高齢者虐待防止と対応業務 ・職員の虐待対応力向上と関係機関と連携（隔年研修会開催） ② 福祉サービス利用援助事業・成年後見制度の利用の支援及び関係機関との連携 ③ 消費者被害・虐待防止の啓発活動（出前講座・広報紙） ④ 高齢者見守りネットワーク連絡会議（町開催）に協力し、地域での見守り・支援体制の整備を図る	
包括的支援事業・任意事業	① 民生委員との連携（地域見守り会議の運営各地区1~2回） ② 介護支援専門員への支援（居宅支援事業所等連絡会の開催等） ③ 災害時に備えた地域、関係機関との連携づくり ④ 地域ケア個別会議の開催	

町が取り組む下記の業務について協力する。

事 業 名	主 な 内 容	事業費 (千円)
在宅医療・介護連携推進事業 生活支援体制整備事業	町・関係機関と連携し協力する。	
認知症総合支援事業	①認知症地域支援推進員の配置 ②認知症カフェの実施協力 ③認知症初期集中支援チームへの協力 「その他、認知症の相談等、町・関係機関と連携し協力する」	608 (591)
社会保障充実事業	地域ケア会議推進事業	
	家族介護支援事業等	
任意事業	その他の事業等 (認知症サポート養成講座等)	
包括的支援事業・任意事業	町・関係機関と連携し協力する。	

4 介護サービス事業（介護サービス課）

地域の身近な相談窓口として相談に迅速に対応し必要な支援を行います。
利用者のより良い生活の維持、向上に向け、心身の特性を踏まえ、心身の状況、環境等に応じて適切なサービスが利用できるよう調整支援を行います。また、その有する能力に応じた自立した日常生活を営む事ができるよう生活全般を支援いたします。
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）においては、移行がスムーズに行えるよう支援すると共に、利用者が自立に向けて目標をもつて生活できるよう支援いたします。

事 業 名	主 な 内 容	事業費 (千円)
居宅介護支援事業 (介護センターほほえみ)	・要介護認定者のケアマネジメントの実施 アセスメント（生活課題の分析）、ケアプラン（サービス計画）作成、サービス担当者会議の開催、モニタリング（サービスの進行中における評価）の実施、サービス事業所との連絡調整 ・要支援認定者のケアマネジメントの実施 アセスメント、予防ケアプラン作成、サービス担当者会議の開催、モニタリングの実施、サービス事業所との連絡調整	33,318 (32,592)

事業名	主な内容	事業費(千円)
訪問介護事業 (介護センターほほえみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・給付管理業務の実施 ・要介護、要支援の更新の際の認定調査 ※受託業務 ・計画的な研修の実施 ・医療、行政、包括支援センター、サービス事業所との連携 ・介護保険、高齢者福祉サービスの相談業務、<u>介護保険申請代行の実施</u> 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護サービスの実施 ・訪問介護法に基づく訪問介護サービスの実施 ・第1号訪問事業の実施 ・総合事業に基づく訪問型サービスの実施 ・居宅介護（重度訪問介護）サービスの実施 ・障害者総合支援法に基づく身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）の居宅生活支援サービスの実施 ・介護職員処遇改善加算の算定 ・事業所加算の算定 ・介護職員の資質向上のための研修計画を策定、実施し質の良いサービスを安定的に供給する。 	32,206 (42,277)

5 障害福祉サービス事業（障害者多機能型施設ひまわり園）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、利用者の個々のニーズに合った、きめ細かなサービスの提供を目的に運営してまいります。

また、利用者一人ひとりが自己の力を発揮できるように、自らのニーズの実現と将来に見通しができるようになんと様々な事業、相談助言を実施し、自立を支援してまいります。

自立訓練（生活訓練）事業、就労移行支援事業、就労継続支援（B型）事業の各事業活動に関わる利用者の特性を活かし、地域社会の一員として、やりがいを持ち生き生きと活動に取り組めるように、きめ細かく支援してまいります。

また、庄内町からの受託事業として地域生活支援事業の地域活動支援センターを継続して運営いたします。
町内在住の障害者等で、サービス利用につながっていない方、空いている時間に活動・相談する場所が必要な方などを対象に居場所としてひまわり園の作業室等を活用していただき交流活動・相談支援を中心に行なっています。
利用される方が自宅を一歩出て充実した社会生活を送れるよう支援してまいります。

事業名	主な内容	事業費(千円)
(1) 自立訓練（生活訓練）事業	<p>事業内容：地域社会で自立した生活ができるよう、日常生活と作業能力の維持・向上を図るための訓練、日常生活上の相談支援を実施</p> <p>支援計画：個人の能力に合わせ、自立した日常生活または社会生活を当むことができるよう支援、訓練を実施</p> <p>支援内容：社会マナー訓練（挨拶、報告、読み書き等） 日常生活訓練（清掃、洗濯、調理、金銭の使用方法・管理等） 社会実習（公共マナー、買物訓練等） 製作活動（刺し子・ちりめん細工・木工等） 地域交流（保育園、福祉団体との交流会）</p>	10,277 (10,687)
(2) 就労移行支援事業	<p>事業内容：一般就労を希望し、一定期間にわたりて知識・能力の向上や、企業等での実習活動を通して、企業等への雇用の見込まれる方を対象に就労支援、就労後支援を実施</p> <p>支援計画：企業実習及び園内活動を通して、仕事に対する責任感の醸成、就労能力の向上を図る。企業や相談機関と連携し、適正な職場探しや社会生活に必要な知識の習得、就労後の生活や相談援助を行い、安定した自立生活の支援を実施</p> <p>支援内容：実習・授産活動（一般企業 協力事業所等） 職業訓練（パソコン、計算、商品仕分け作業等） 社会マナー指導（挨拶・コミュニケーション訓練等） 就職活動支援（履歴書作成指導、面接指導、ハローワーク利用支援、適合就労事業所への調整） 就業準備支援（通勤指導、交通機関利用指導等）</p>	10,665 (14,487)
(3) 就労継続支援（B型）事業	<p>事業内容：就労の機会や受注・授産活動の機会を園内で提供するとともに、庄内町、庄内地域の地域資源を活用した菓子製造・販売活動を行う。また、新商品の開発並びに既存する商品の改良と種類の追加、期間限定商品等の開発も行い、新たな販路開拓に努める。町内外の各関係機関・関係業者と連携を図りながら、委託販売、注文販売、巡回販売、イベント等での販売活動を行なながら、就労に必要な知識・能力向上のための支援を実施</p>	27,211 (26,103)

事業名	主な内容	事業費(千円)
支援計画：日々の受注・授産・生産活動の中で、安定した仕事量を確保するとともに、仕事に必要な知識・技術等の習得支援、衛生保持支援等を行い、利用者のニーズに合った支援を行う。また、同活動に対する工賃支給により仕事への意欲と責任の向上を図り、金銭感覚を身につけ、自己の金銭管理の支援を実施 支援内容：受注活動（遺物シール貼り・メール便・みそパッケージやばら折り ・煎餅包装・等） 授産活動（木工製品・刺し子 等） 菓子製造・販売活動（地域資源を活用した菓子製品の製造・販売） 季節限定・期間限定商品の販売 (クリスマス、バレンタイン、ホワイトデイ等)		
地域活動支援センター	事業内容：町内在住の障害者等が通所し創作活動、生産活動の機会を提供、社会の交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の社会参加の促進と町内における地域福祉の増進を図る。 支援計画：交流活動・創作活動・相談支援を実施し、利用される方の日々の生活を充実し、指定福祉サービス事業や就労への移行も検討しながら支援センターと連携し、指定福祉サービス事業への参加。受注活動の体験作業の実施。 支援内容：交流活動・ひまわり園行事への参加。受注活動の体験作業の実施。 相談支援・日常生活や社会生活における相談支援を実施。 庄内町障害者相談支援センターとも連携。 創作活動・エコパック・木工・ちりめん細工等	3,292 (2,675)

6 障害者相談支援事業（庄内町障害者相談支援センター）
 障がい児・者が、地域で安心して暮らすことができるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく身体・知的・精神、その他の障がいに対応できる地域の拠点として、関連機関との連携を図り支援してまいります。

事業名	主な内容	事業費(千円)
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの利用につながる支援の実施 (障がいの種別・年齢を問わず、気軽にご相談を頂ける相談窓口としての機能) ・社会資源を活用するための支援の実施 (地域でより良く暮らしていたためのご本人をとりまく環境調整) ・社会生活力を高めるための支援の実施 (住み慣れた地域で自ららしい生活を送っていたための支援) ・権利の擁護のために必要な支援の実施 (家庭や地域で生活していく上での人権を保障するための援助) ・専門機関の紹介 (相談内容に応じて、専門機関の紹介等の情報提供) ・地域自立支援協議会への協力 (町が設置した地域自立支援協議会に対しての運営協力) ・専門的な相談支援等を要する困難ケースへの支援を実施 (地域における関連機関と一体となり、個別支援会議を開催する等協力体制の構築と継続した支援の実施) ・交流室の活用とネットワークの促進 (障がい児・者とその保護者等に交流の場を提供し、ネットワークを促進、家族会の定例会、交流活動の支援) <p>地域交流事業：運動会・クリスマス会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における障がい児・者理解を促す地域支援事業の実施 (障がい福祉サービスをよりよくご理解頂くため、地域を支援して下さる町民、障がい当事者・ご家族の皆様に、さまざまな社会資源の現場に触れて頂く機会を創出) <p>地域支援事業：障がい福祉サービス事業所見学ツアー</p>	6,782 (6,787)